

短期財源率が千分の6.88 引き上がります

平成20年度短期経理

(予算)

平成20年度の短期経理は、新たな高齢者医療制度の創設に伴い、これまでの老人保健拠出金、退職者給付拠出金は大幅に減少します。しかし、これに代わる後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び病床転換支援金を新たに拠出することとなるほか、政府管掌健康保険の国庫負担削減による肩代わり分を負担することとなるため、これら拠出金等の負担総額は前年度に比べ5億6千万円増加する見込みです。また、市町村合併の影響や団塊の世代の退職に伴い、組合員数の減少などが予想されることから、短期財源率は千分の6.88引き上げて、千分の81.44とされます。

また、平成18年度から3年連続で全国連合会から調整交付金及び特別調整交付金の交付(別表「調整交付金・特別調整交付金の状況(愛媛県)」のとおり)を受けることとなります。法定給付に係る掛金率が千分の37.5から千分の39までの部分は調整交付金、千分の39を超える部分は特別調整交付金の交付を受けることとなります。

厳しい財政状況が続いていますので、平成20年度も財政安定化計画を策定

し、がん予防の健康講座等を開催するとともに、平成20年度から実施する特定健康診査及び特定保健指導に積極的に取り組むようにしています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(単位:千円)

年度	調整交付金	特別調整交付金	合計
平成13年度	187,780	0	187,780
平成14年度	174,604	0	174,604
平成15年度	53,620	0	53,620
平成16年度	127,111	0	127,111
平成17年度	0	0	0
平成18年度	165,403	70,119	235,522
平成19年度	160,160	283,888	444,048
平成20年度	155,083	122,176	277,259

調整交付金・特別調整交付金の状況(愛媛県)

【調整交付金・特別調整交付金】

短期給付に要する費用は、組合員と市町村が掛金・負担金として折半負担することとされています。しかし、法定給付に要する掛金率が一定以上になる場合は、全国連合会の財政調整事業による調整交付金(短期経理の財政窮迫組合に対する財政支援)を受けることができます。これにより、掛金の不均衡を調整し、組合員の負担が重くならないようにするものです。

調整交付金の交付条件は、「法定給付に要する掛金率が基準掛金率を超えていること」(別図のとおり)及び「一部負担金払戻金等の基礎控除額が2万5千円以上であること」とされています。

また、特別調整交付金の交付を受ける場合は、調整交付金の交付条件に加えて、「短期給付財政安定化計画」を策定し、各種の対応策を講じる必要があります。

平成20年度 調整交付金・特別調整交付金の概要

(別図)

(単位:%)

区分	期末手当等			給料		
	掛金	負担金	合計	掛金	負担金	合計
定款本則	40.72	40.72	81.44	50.90	50.90	101.80
実質(A)+(B)	38.04	40.72	78.76	47.55	50.90	98.45
特別調整交付金率	1.18		1.18	1.475		1.475
調整交付金率	1.50		1.50	1.875		1.875

合計財源率 81.44 / 1000

附加給付等財源率 1.08 / 1000

+

基準掛金率39.0/1000を超える部分<特別調整交付金> 29,621千円

基準掛金率37.5/1000を超える部分<調整交付金> 37,600千円

法定給付財源率 80.36 / 1000

期末手当等に係る率

掛金	負担金
(A) 0.540 / 1000	(A) 0.540 / 1000
1.18 / 1000	(B)
1.5 / 1000	(B)
基準掛金率	負担金率
37.50 / 1000	40.18 / 1000

給料に係る率

掛金	負担金
(A) 0.675000 / 1000	(A) 0.675000 / 1000
1.475 / 1000	(B)
1.875 / 1000	(B)
基準掛金率	負担金率
46.875 / 1000	50.225 / 1000

附加給付等 = ① + ②
(112,532千円) ①繰越欠損金(0千円)
②附加給付(112,532千円)
—基礎控除額25,000円—
一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、支払利息、前年度欠損金

法定給付 = A - B
(8,319,439千円)

A 保健給付、休業給付(育児休業手当金、介護休業手当金を除く。)、老人保健拠出金、退職者給付拠出金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、病床転換支援金、一部負担金返還金、短期任意継続掛金還付金、連合会払込金、育児・介護休業手当金拠出金、支払準備金増減額、業務経理への繰入れ

B 高額医療交付金、補助金、短期利息及び配当金、償還差益、賠償金、雑収入、公的負担金、欠損金補てん積立金及び短期積立金